

## 猪名川町マスコットキャラクター「いなぼう」使用に関する要綱

平成21年9月1日

要綱第44号

### (目的)

第1条 この要綱は、猪名川町マスコットキャラクター「いなぼう」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用承認の申請)

第2条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 清流猪名川を取り戻そう町民運動実行委員会が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、町長が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 町の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。
- (4) マスコットを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれがある認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長がマスコットの使用を不適当と認めるとき。

2 町長は、マスコットの使用を承認したときは、マスコットキャラクター使用承認書(様式第2号)により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

### (使用料)

第4条 マスコットの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 町長が特に認めた場合を除き、町で定めた形、色等に沿って正しく使用すること。
- (4) マスコットを使用する物品等には、町のマスコットであることを明記すること。ただし、「c猪名川町2009」の表記をもって代えることができる。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更申請)

第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめマスコットキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、変更について承認したときは、マスコットキャラクター使用変更承認書(様式第4号)により、前項の申請を行った者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第7条 町長は、マスコットの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、マスコットキャラクター使用承認取消書(様式第5号)により、当該使用承認を受けた者に通知するものとする。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、マスコットの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

- 2 マスコットの使用承認を受けた者が、マスコットの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。